資料３

令和6年度
「長崎県管理河川流域
大規模氾濫減災協議会」幹事会

－ 説 明 資 料 －

令和7年1月16日
長崎県土木部河川課

長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会設立の背景

H２７年 関東・東北豪雨災害

避難の遅れと長時間･広範囲の浸水による多数の孤立者の発生

○ 宅地及び公共施設等の浸水が概ね解消するまでに10日を要した。
○ 避難の遅れ等により、多くの住民が孤立し、約4,300人が救助された。

鬼怒川下流域における一般被害の状況

項目	状況等
人的被害	常総市 （死亡2名、重症2名、中等症11名、軽症17名）
住家被害	常総市 （全壊50、大規模半壊914、半壊2,773、床下浸水2,264） 結城市（半壊11、床上浸水38、床下浸水155） 筑西市（大規模半壊68、半壊3、床下浸水18） 下妻市（大規模半壊1、床上浸水58、床下浸水106） つくばみらい市（半壊13、床上浸水1、床下浸水21）
救助者	ヘリによる救助者数　1,339人 地上部隊による救助者数 2,919人
避難指示等	①避難指示　11,230世帯、31,398人 ②避難勧告　990世帯、2,775人 （※9月29日16時現在）
避難所開設等	避難者数 1,786人 （市内避難所 840人、市外 946人） （※9月18日11時現在）

（茨城県災害対策本部 10月22日16時以前の発表資料より常総市等、関連を抽粋）

自衛隊員にボートで救出された人たち　毎日新聞社

屋根からヘリコプターで救助される人　毎日新聞社

常総市役所から駐車場を撮影（撮影日:9/11）
周辺は浸水し、防災拠点の市役所も孤立化。

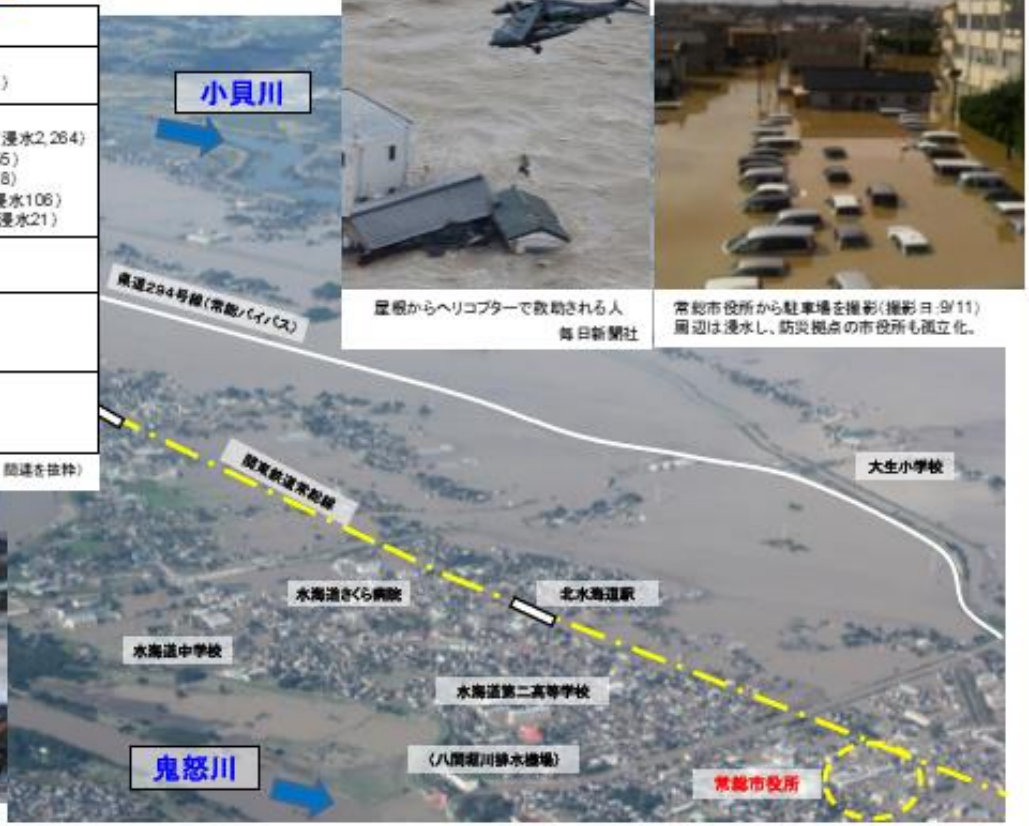

長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会設立の背景

H28年　台風１０号災害

高齢者グループホームにて9名が犠牲となった。

9人死亡施設

「避難準備」意味知らず

運営法人 訓練、水害は未想定

台風10号の豪雨で9人が死亡した岩手県岩泉町の高齢者グループホーム「楽ん楽ん」の運営者が、移動に時間がかかる高齢者らの避難開始を求める避難準備情報の意味を知らなかったことが1日、分かった。台風が東北に上陸する約9時間前から、同情報は町内全域に出されていた。水害を想定した訓練がなかったことなどが背景にあるとみられる。

小本川は堤防を含め数年にわたり改修が続き、住宅や農地が被害を受けた。

岩泉町は台風10号の接近が見込まれた8月30日午前9時、全域に避難準備情報を出した。国の指針はその段階で、自力で避難するのが難しい高齢者や障害者らは避難を開始し、そのほか

西日本新聞(9/2)より

救えなかった「災害弱者」

高齢者施設９人死亡

読み解く

最多雨量「特別警報」出ず

氾濫危険水位の設定なし

事業者「急な浸水想定外」

台風10号の大雨の影響で川が氾濫し、大きな被害を受けた岩手県岩泉町の高齢者施設。入所者とみられる9人が犠牲になった＝31日午後4時27分

川増水、町に伝えず

水位監視の県担当職員

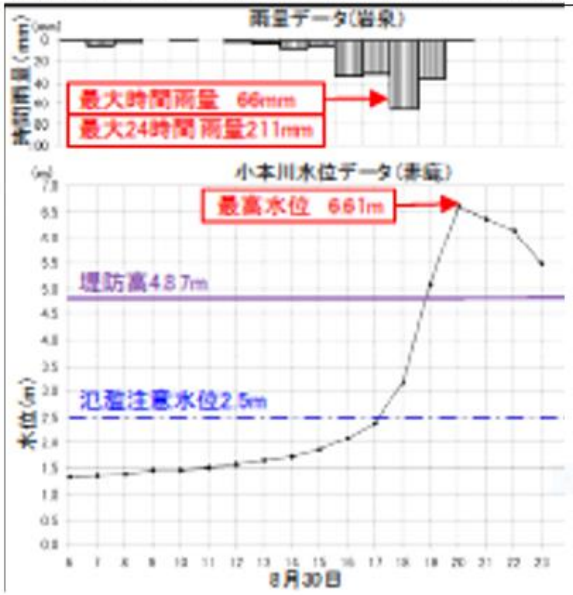

16～19時までの3時間雨量約120mm、
水位上昇が17～20時の3時間で4m超と
激しい降雨に伴い急激な水位上昇が確認された。

長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会設立の背景

平成27年9月　関東・東北豪雨
（茨城県等で死者8名）

平成27年12月　水防災意識社会再構築ビジョン
施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する

平成28年8月　台風10号
（岩手県などで
死者・行方不明者27名）

平成29年6月　水防法改正
ハード・ソフト対策を一体として、水防災意識社会再構築ビジョンの
定着加速化へ　→　都道府県等による減災協議会の設置

長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会

協議会の経緯

■平成29年5月23日　第1回長崎県管理河川流域減災対策協議会　幹事会

■平成29年6月5日　第1回長崎県管理河川流域減災対策協議会　（協議会設立）

■平成29年6月19日　水防法改正

■平成30年3月5日　第2回長崎県管理河川流域減災対策協議会　幹事会

■平成30年3月23日　第2回長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会
（水防法改正対応の名称変更）　（取組（案）策定）

（第3回～第7回幹事会）

■令和3年6月1日　第8回長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会　幹事会

・・・

■令和7年1月16日　令和6年度長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会 幹事会
（第1期成果まとめ）　（第2期取組方針（案）検討）

長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会の目標　第1期

■~~5~~8年間で達成すべき目標（平成29年度～~~令和3年度の5カ年~~令和6年度の8カ年）

事前の防災・減災対策により、いかなる災害が発生しようとも、人命などが守られるべく

「災害に強く、命を守る地域防災力の向上」を目指す。

■目標達成に向けた3本柱の取組

近年発生している豪雨や台風による水害を受けて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策に加え、過去に発生した水害から得た教訓を生かし、住民自らが危機意識をもち、「災害に強く、命を守る地域防災力の向上」を目指すため、以下の取組を実施する。

1. 事前に防災に対する意識付けをすることにより、住民が自ら避難行動を起こせるよう、重要水防区域や災害危険箇所の共有、防災教育・訓練・水防体制などを強化
   ⇒ **①『住民の防災意識の向上』**
2. 県民の生命財産を守るため、初動体制や防災情報の収集・伝達体制を確保し、的確な防災情報の提供や避難勧告・避難指示の判断が行える仕組みを構築
   ⇒ **②『確実な情報提供・避難の実現』**
3. 普段から堤防の維持管理や巡視の実施、排水対策の検討など被害軽減と早期復興を目指すための取組
   ⇒ **③『社会経済被害の最小化』**

長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会の取組方針　第2期

■5年間の取組方針（令和7年度～令和11年度）

事前の防災・減災対策により、いかなる災害が発生しようとも、
人命などが守られるべく

「災害に強く、命を守る地域防災力の向上」を目指す。

第2期（R7～R11　5カ年）では、
達成すべき目標ではなく、取組方針としたい。

■取組方針を支える3つの柱

1. **住民の防災意識の向上**

   事前に防災に対する意識付けをすることにより、住民が自ら避難行動を起こせるよう、洪水浸水想定区域や指定緊急避難場所の共有、防災教育・訓練の実施。

   ※平常時に行う事前の情報共有を想定

2. **確実な情報提供・避難の実現**

   住民の生命財産を守るため、初動体制や防災情報の収集・伝達体制を確保し、的確な防災情報の提供や避難指示の判断が行える仕組みを構築。

   ※出水中の情報収集・情報共有を想定

3. **社会経済被害の最小化**

   住民の避難場所、避難経路の整備、水防体制の強化を目指すための取組を実施。

   ※平常時に行う事前の仕組みづくり（情報関連を除く）を想定

長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会の整理

大規模氾濫減災協議会の対象河川、設置単位、対象外力　国土交通省HPより

背　景

・大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じたH27関東・東北豪雨では、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要といった課題が明らかに
・このような課題に対応するためには、地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者が、あらかじめ密接な連携体制を構築しておくことが必要

多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため「大規模氾濫減災協議会」制度を創設

対象河川

- 大規模氾濫減災協議会は、洪水予報河川又は水位周知河川を対象に組織。
- 国管理河川は大規模氾濫減災協議会の組織を義務づけ。（水防法第15条の9第1項）
- 都道府県管理河川は都道府県の体制など地域の実情も踏まえ組織することができる。（水防法第15条の10第1項）
- ただし、都道府県大規模氾濫減災協議会についても、協議会の趣旨を踏まえ、全ての対象河川において協議会を組織すべく努めるようお願いする。
- また、協議会の対象河川以外の河川についても同様の取組を推進することは有効なので、協議会の取組に含めることが望ましい。

H29.6.5第1回協議会で設置

一級水系県管理区間＋二級水系を対象

設置単位等

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組として既に組織又は組織を進めている協議会を法律上の「大規模氾濫減災協議会」へ改組。
- 設置単位は、これまでの協議会と同様に、協議会の構成員となる地方公共団体等の負担を軽減するため、圏域や行政界などを考慮して複数河川をまとめて組織することも可能。
- 水防法に基づき組織された協議会であることを明確にするため、規約に水防法に基づく協議会であることの他、対象河川、構成員等を記載。
- 協議会の名称は「大規模氾濫減災協議会」以外の名称や、既存の協議会の名称を使用することが可能。

H30.3.23第2回協議会で名称変更

長崎県全体の県管理河川流域を対象とした協議会

規約第1条、第3条、第4条において記載

対象外力

- 被害軽減に資する取組の対象とする外力は、現況施設能力を超える洪水から想定最大規模の降雨による洪水までの氾濫が発生し得る多様な洪水を対象。

あり方答申より「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会の設置状況

・国管理河川：全129地区で設置済み　（H29.4末時点）
・都道府県管理河川：70地区で設置済み（合同10地区含み）
全体で372地区設置見込み（合同63地区含み）

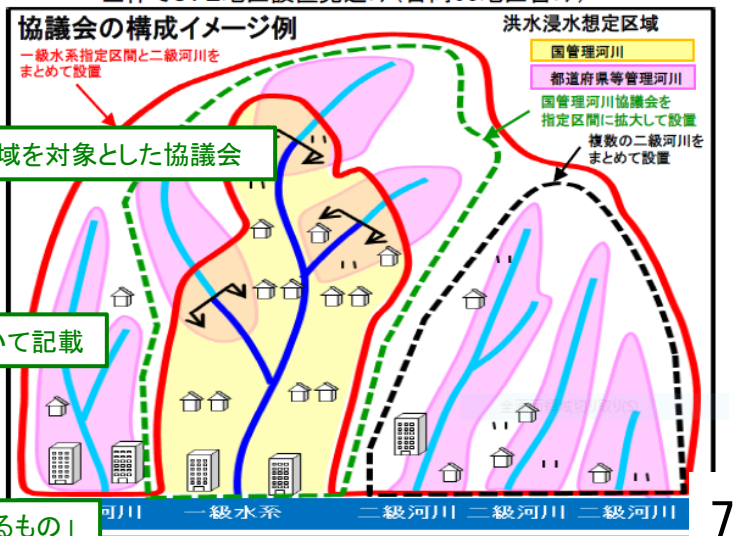

※法律で規定されていない事項については技術的助言である。

長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会の整理

大規模氾濫減災協議会の取組内容

国土交通省HPより

大規模氾濫減災協議会の取組内容

➢ 協議会においては、当該地域の水害リスク情報、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況、減災の取組を進めるうえで前提となる河川整備等の状況等について十分に共有を図ったうえで、以下の取組等を参考に地域の実情等に応じて必要な取組を実施。

第1期（H29～R6　8年間）では、完全に整合した取組を実施
第2期（R7～R11　5年間）では、重要な事項や取組が
十分でない事項に絞って取組方針を作成したい。

（1）円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認
- 避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認
- 水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知
- ＩＣＴ等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実
- 隣接市町村等への広域避難体制の構築
- 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有
- 洪水ハザードマップの作成・改良と周知
- まるごとまちごとハザードマップの促進
- 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実
- 防災教育の促進

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備
- 危機管理型ハード対策の実施
- 河川防災ステーション等の整備
- 避難場所、避難経路の整備

ここに記載されている取組項目を参考に
第1期における取組（案）が作成されているため、
全項目が完全に一致している。

※法律で規定されていない事項については技術的助言である。

長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会の整理

大規模氾濫減災協議会の取組内容

国土交通省HPより

大規模氾濫減災協議会の取組内容

（2）的確な水防活動のための取組

①水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- 重要水防箇所の確認
- 水防資機材の整備等
- 水防訓練の充実
- 水防に関する広報の充実
- 水防団間での連携、協力に関する検討

②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実
- 洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実
- 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進

（3）氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等
- 浸水被害軽減地区の指定

（4）その他

- 災害時及び災害復旧に対する支援強化
- 災害情報の共有体制の強化

※法律で規定されていない事項については技術的助言である。

長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会の整理

大規模氾濫減災協議会の取組内容

国土交通省HPより

「地域の取組方針」の作成

- 大規模氾濫減災協議会の構成員がそれぞれ連携して、概ね5年以内で実施する取組内容については、「地域の取組方針」としてとりまとめ、関係者で共有。

第1期では取組（案）
第2期では取組方針としたい

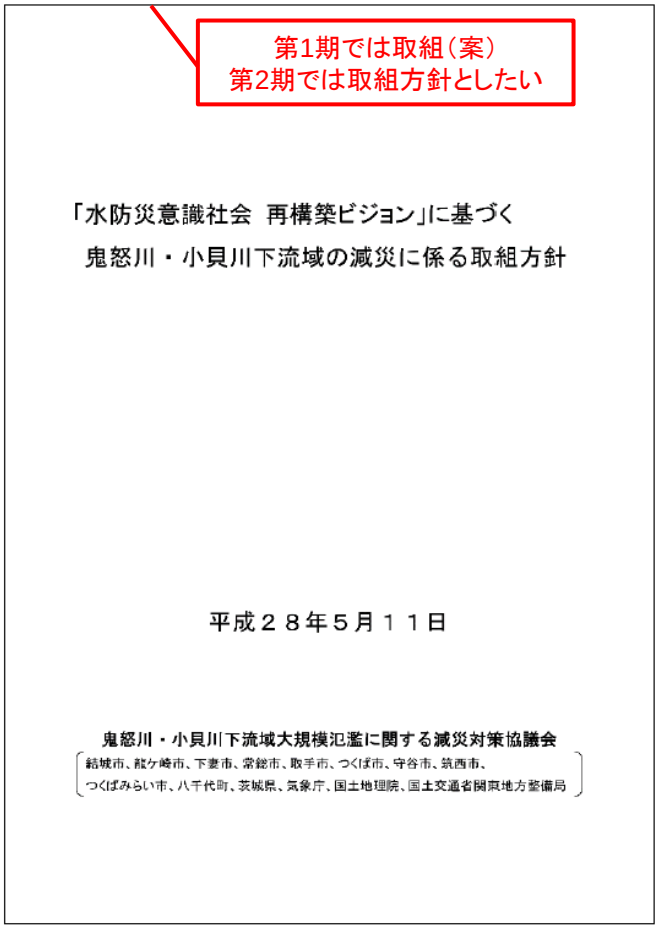

「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく
鬼怒川・小貝川下流域の減災に係る取組方針

平成２８年５月１１日

鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
（結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、つくばみらい市、八千代町、茨城県、気象庁、国土地理院、国土交通省関東地方整備局）

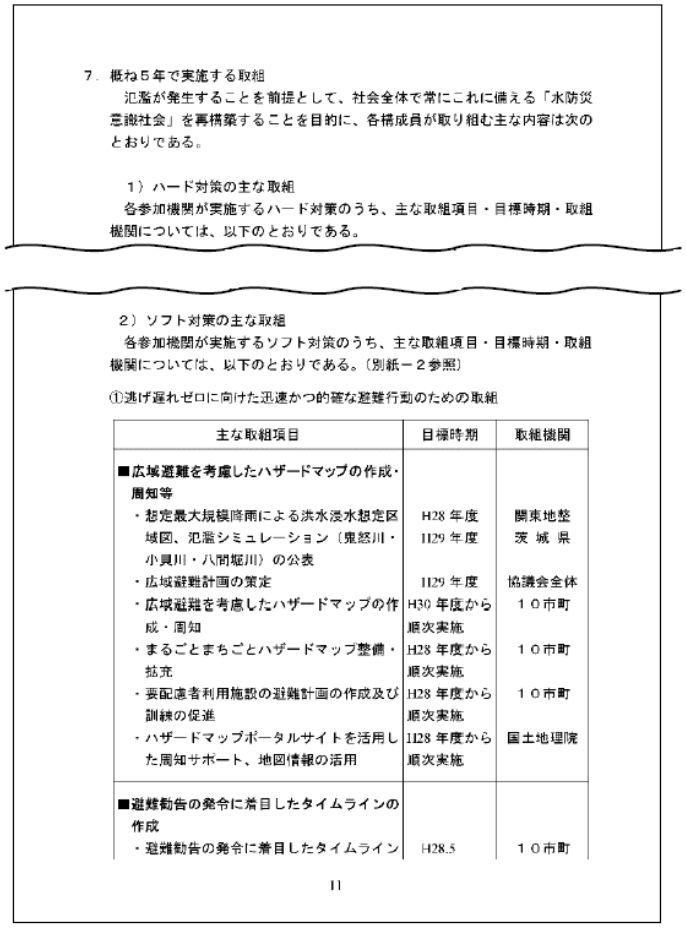

7．概ね５年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

１）ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

２）ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙－２参照）

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等		
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション（鬼怒川・小貝川・八間堀川）の公表	H28 年度 H29 年度	関東地整 茨 城 県
・広域避難計画の策定	H29 年度	協議会全体
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	H30 年度から順次実施	１０市町
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	H28 年度から順次実施	１０市町
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	H28 年度から順次実施	１０市町
・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	H28 年度から順次実施	国土地理院
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成		
・避難勧告の発令に着目したタイムライン	H28.5	１０市町

11

「地域の取組方針」の作成例（鬼怒川・小貝川下流）

※法律で規定されていない事項については技術的助言である

長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会の整理

大規模氾濫減災協議会の留意事項

国土交通省HPより

協議会の円滑な運営

- 協議会の取組事項は多岐にわたることから、協議会の下に分科会や幹事会等を設置して、個別事項に関する検討や地区毎の検討などを実施することも、協議会を円滑に運営するうえで有効。

規約第5条において記載

協議事項の尊重義務

- 協議会で協議が調った事項については、構成員は協議結果を尊重する義務を負う。そのため、「地域の取組方針」としてとりまとめられた内容については各構成機関の計画等へ反映するなどして取組を推進。

（水防法第15条の9第3項、同15条の10第3項）

取組内容の公表

- 協議会の取組内容については、減災に関して広く住民等へ周知を図る観点から各構成機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努める。

長崎県HPに掲載

取組内容のフォローアップ

幹事会を開催し、関係機関の情報共有の場としたい

- 毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく取組の実施状況等を確認・共有し、必要に応じて取組内容を見直すなど、取組内容の点検・改善を行い、防災・減災の取組を継続的に推進。

※法律で規定されていない事項については技術的助言である。

今後の開催方針

市長・町長レベルの会議であるため、
・取組方針の策定や変更を行う場合、
・5カ年期末で取組の成果確認などの節目、
・大規模な水災害が発生した後で大局的な議論を行う必要がある場合
などに開催したい

R6 幹事会（R7年1月）	R6 協議会（R7年2月）	R7 幹事会（R7年）	…	R11 幹事会（R11年）	R11 協議会（R11年）
第2期 第1期 成果とりまとめ 取組方針 検討	第2期 第1期 成果 取組方針 確認 策定	フォローアップ 取組の情報共有	…	第3期 第2期 成果とりまとめ 取組方針 検討	第3期 第2期 成果 取組方針 確認 策定
今回		毎年度少なくとも1回は開催したい			